

全建事発第 102 号

令和 6 年 11 月 14 日

各都道府県建設業協会  
専務理事・事務局長殿

一般社団法人 全国建設業協会  
専務理事 山崎 篤男  
〔 公 印 省 略 〕

「改正建築基準法・改正建築物省エネ法の施行日前後における規定の適用に関する  
留意事項等について」の再修正について（周知依頼）

平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国土交通省住宅局より、5月30日付で発出、6月25日付で修正しました「改正建築基準法・改正建築物省エネ法の施行日前後における規定の適用に関する留意事項等について」において、別紙と参考資料に一部修正があったため、通知を再発出いたします。

修正内容は、「別添1\_国交省通知文（修正内容）」をご参照ください。なお、通知本体の内容に変更はございません。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、貴会会員企業の皆様へ本件について周知賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

【添付資料】

別添1\_国交省通知文（修正内容）

別添2\_国交省通知文

別添3\_改正建築基準法・改正建築物省エネ法の施行日前後における規定の適用に関する留意事項（修正）

別添4\_別紙 施行日前後の省エネ基準適合義務に関する適用関係について（修正）

以 上

担当:事業部 本多

TEL:03-3551-9396

FAX:03-3555-3218

e-mail:jigy@zenken-net.or.jp